

～暮らしと人権～

はじめに

あなたは「人権」という言葉を聞いて、何を思いうかべますか？「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利」で、人間である以上、誰もが持っている大切なものです。わたしたちは、人権に守られながら生きており、すべての人が人権に関係があります。

しかし、残念ながら、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題が今なお存在しています。特に近年は、匿名性や拡散性を利用したインターネット上の差別発言や差別落書き等が非常に深刻な問題となっています。このような社会状況の中、国は2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を施行しました。この3つの法律には、差別の解消を目的とし、教育あるいは啓発活動が重要であることが謳われています。

2020年より、新型コロナウイルス感染症にかかわる人権侵害、感染者やその家族、感染者が勤める事業所や医療従事者などへの誹謗中傷や排除などが世界中で発生しています。人は、問題が身近に迫ってきたとき、わが身にふりかかってきたときに最も人権感覚が問われ、心の中の差別や偏見が顕在化していきます。そのことが明らかになった事象だと考えられます。

だからこそわたしたちは、日頃から自分の中の差別や偏見と向き合うことが必要です。そして、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題を解消していくために、学び、気づき、行動していくことが大切です。

わたしたちが生活する社会には、さまざまな立場の人がそれぞれの生活をしています。そして、「人権」や「差別」にかかわる“もの”や“事象”は、わたしたちの身の回り、つまり日常生活の中に潜んでいます。気づかないうちに人を傷つけたり、差別したりしているかもしれません。立ち止まって考えていくことで、見えてくるものもきっとあるはずですよ。何気ない日常生活を“人権”という視点で、もう一度見直してみませんか？

何気ない日常生活を“人権”という視点で見つめ直してみませんか？

部落差別解消推進法のポイント

- ☆ 「部落差別」の名称を使った初めての法律です。
 - ☆ 現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確にされました。
 - ☆ 部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されました。
 - ☆ 国や地方公共団体の具体的施策として、相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る調査が掲げられました。
- 部落差別はわたしたちの身の回りに存在しています。一人ひとりが自分事として考えていくことが大切です。

障害者差別解消法のポイント

- ☆ 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。
「不当な差別的取扱い」の禁止
- ☆ 役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に務めること）を求めています。
「合理的配慮」の提供

ヘイトスピーチ解消法のポイント

- ☆ 外国の出身であることや外国にルーツがあることを理由にした不当な差別的言動を行うことは許されないことを宣言しました。
- ☆ 国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならないこと、国や地方公共団体は、相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などを実施することが求められています。
- ※ 不当な差別的言動・・・外国の出身者等に対して、差別意識を助長する目的で、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したりして地域社会から排除することを扇動する言動。